高島市内の建築物における木材利用の促進に関する方針

平成２５年　３月　８日施行
令和　８年１０月３０日改正

第１　方針の作成にあたって

１．建築物における木材の利用促進の意義

高島市の森林は、人々の日常生活に深く関わるとともに、古くは都への木材供給源として、琵琶湖淀川流域の重要な水資源である琵琶湖の水源として圏域の重要な役割を担ってきた。

戦後、昭和４０年代以降は、スギ、ヒノキの植林が進み、これらの人工林資源の多くは、育成の段階から木材として利用できる段階となりつつあることから、利用を前提とした森林整備が、森林の保全・管理を適切に推進していく上での重要な課題となっている。

また、森林は、炭素を固定し、調湿性や断熱性に優れるなど、人や環境に優しい資材であるとともに、再生可能なバイオマス資源であることから、住宅等の建築用材や燃料用材として利用することはもちろんのこと、高島市の林業や木材産業の活性化による雇用拡大や地域経済の振興に寄与するとともに、脱炭素社会の実現にも資するものであることなど、木材の利用には大きな意義がある。

２．建築物における木材の利用の背景

公共建築物（注１）における木材の利用は直接的効果だけではなく、公共建築物以外の住宅等の一般建築物における木材の利用の促進への波及効果が期待できることから、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成２２年法律第３６号。以下「公共建築物等木材利用促進法」という。）が制定され、公共建築物等木材利用促進法第７条第１項の規定に基づく「公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」（平成２２年１０月４日 農林水産省、国土交通省告示第３号）では、公共建築物において非木造化を指向してきた過去の考え方から、可能な限り木造化（注２）または内装等の木質化（注３）を図るとの考え方へ大きく転換している。

この中で、高島市が整備する公共建築物の木造化ならびに木質化をなお一層推進していくために、公共建築物等木材利用促進法第８条第１項に基づき、平成２５年３月に「公共建築物における高島市内産木材の利用方針」を定めた。

また、令和３年１０月には公共建築物等木材利用促進法が「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（以下「法」という。）に改正施行され、法律の題名が変わるとともに法の対象が公共建築物から建築物一般に拡大した。

さらに、法第１０条第１項の規定に基づく「建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」（令和３年１０月１日 木材利用促進本部決定）が定められた。

こうしたことから、建築物等における木材の利用の推進のため、法第１２条に基づき「公共建築物における高島市内産木材の利用方針」を変更し「高島市内の建築物における木材利用の促進に関する方針」を定める。

第２　高島市が行う木材の利用の促進の基本的方向

１．木材の利用の目標

滋賀県が策定する琵琶湖森林づくり基本計画の基本指標の目標に沿い、次の（１）～（４）のとおり、建築物の整備等において積極的な地域産木材等（注４）の利用を図る。

なお、当市が定める地域産木材とは、滋賀県産木材（注５）とするが、特に高島市産木材（注６）の利用に努めるものとする。

（１）建築物

公共建築物については、原則として木造化を図るとともに、全ての公共建築物の内装等について、地域産木材等の利用が適切である部分における木質化を促進し、公共建築物の木造化および木質化を進めるにあたっては、積極的に高島市産木材を活用する。

また、民間建築物における地域産木材等の利用が促進されるよう効果的な施策を推進する。

なお、地域産木材等の利用にあたっては、一般に流通している木材を利用するなど、設計上の工夫または効率的な木材調達により低コスト化を図る。

（２）公共工事

公共工事においては、極力、自然環境や生態系、景観に配慮した工法を進めていくため、木材の特性を生かせる施工箇所については、積極的に地域産木材を利用する工法に努める。

（３）物品

木材は環境に優しい自然素材であり、繰り返し活用できる有効な地域資源であることから、地域産木材等を原材料として使用した備品および消耗品の利用を検討し、積極的に地域産木材を活用した木製品・紙製品の導入に努める。

（４）木質資源の有効利用

未利用となっている木質資源を有効活用することで、脱炭素社会の構築に寄与するとともに、災害時のエネルギー源の確保、洪水被害等の減災や生物多様性の保全に繋がることから、木質資源のエネルギー利用を進めると同時に、新たな用途の開拓に努める。

２．目標の実現に向けた取り組み

地域産木材の利用を促進していくためには、供給や需要の各段階において様々な課題を抱えていることから、滋賀県が示す「建築物における滋賀県産木材の利用方針」に基づき、課題への対策とともに地域産木材等の安定供給に向けた取り組みと具体的な対策について滋賀県と連携し地域産木材等の利用促進に取り組んでいく。また、取組や対策に関しては森林環境譲与税の積極的な活用に努める。

（１）建築物木材利用促進協定制度の活用

ア 周知

法第１５条に定める建築物木材利用促進協定制度について、同制度の活用により、建築物における地域産木材等利用の取組が進展するよう、建築主となる事業者等に対する同制度の積極的な周知に努める。

イ 締結の判断基準

事業者等から建築物木材利用促進協定の締結の申出があった場合、法の目的や基本理念、本方針に照らして適当なものであるかを確認し、締結の応否に係る判断を行う。

ウ 地域産木材等利用の促進

建築物木材利用促進協定を締結した場合には、協定の内容等をホームページ等で公表し、協定に定められた取組方針に即した取組を促進するため、協定締結者に対し、活用できる支援制度や地域産木材等利用に係る技術的な情報提供を行うとともに、取組内容について情報発信する等、必要な措置を講ずるよう努める。

（２）地域産木材等利用の促進の啓発

滋賀県と連携し、市民の目に触れる機会の多い公共建築物における地域産木材等の利用の促進を図るとともに、ホームページやパンフレット等における先導的な木造建築物の事例の紹介等により、地域産木材等の利用の効果について積極的に市民への普及啓発を行う。

建築物における地域産木材等の利用について広く市民の関心と理解を深めるため、木材利用促進の日（毎年１０月８日）および木材利用促進月間（毎年１０月）における滋賀県の関連イベントや情報の発信等の事業と連携し、地域産木材等利用促進に取り組む。

第３　高島市以外が行う地域産木材等の利用の促進

１．事業者の地域産木材等の利用の促進

建築物を整備する事業者、林業従事者、木材製造業者その他の関係者に対し、本方針の趣旨を踏まえ、木造建築物の普及、地域産木材等利用に関する技術的情報の提供、木造建築物の設計および施工に関する知識および技能を有する人材の育成、建築物木材利用促進協定制度の周知等に取り組む。

２．市民の地域産木材等の利用の促進

地域産木材等の利用は、快適で健康的な生活空間の形成に寄与するのみならず、地球温暖化の防止など森林の多面的機能の持続的な発揮、循環社会の形成および地域経済の活性化に貢献することが期待されている。

こうしたことから、地域産木材等の利用の意義に関する市民の理解と関心を深めるため、木育（木材または木製品に触れることを通じて行う木材の特性、木材を利用する文化および地域産木材の利用に関する啓発活動をいう。）を推進するとともに、木材に関する情報の提供および知識の普及、住宅等における地域産木材の利用の推進、木質バイオマス燃料の利用促進、その他の必要な措置を講ずることにより、個人や法人による地域産木材等の利用の促進に努める。

第４　地域産木材の利用の促進のための体制

１．公共建築物の木造化および木質化に向けた支援体制

市の公共建築物の整備にあたっては、施設整備を行う主管課、営繕担当課、木材担当課および関係課ならびに県関係機関等が連携し、構想、計画、設計、施工の各段階の事業の早期から横断的に検討することにより、建築物等における木材利用の促進および地域産木材利用の促進に対し必要な取組を行う。

２．公共建築物の整備等において考慮すべき事項

市の公共建築物の整備にあたっては、建設コストのみならず維持管理および解体・廃棄等のコストを含むライフサイクルコスト（注7）について検討するとともに、利用者ニーズや地域産木材等利用による付加価値等も考慮する。

備品や消耗品の導入についても、購入コストだけでなく地域産木材等利用の意義や効果を含めて総合的に判断する。

※用語の定義

（注１）「公共建築物」とは、法に基づき木材の利用を促進すべき公共建築物をいう。

法に基づき木材の利用を促進すべき公共建築物には、広く一般住民の利用に供される学校、社会福祉施設（老人ホーム、保育所等）、病院・診療所、運動施設（体育館、水泳場等）、社会教育施設（図書館、公民館等）、公営住宅等の建築物のほか、国または地方公共団体の事務・事業または職員の住居の用に供される庁舎、公務員宿舎等が含まれる。

（注２）「木造化」とは、建築物の新築、増築または改築にあたり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組等の全部または一部に木材を利用することをいう。

（注３）「内装等の木質化」とは、建築物の新築、増築、改築または模様替えにあたり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分および外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することならびに木材を原材料とする家具や備品等の導入を行うことを総じていう。

（注４）「地域産木材等」とは、国内産木材、滋賀県産木材、高島市産木材をいう。

（注５）「滋賀県産木材」とは、滋賀県内の森林等から搬出された原木を原材料として加工された木材という。なお、加工にかかる輸送過程で排出される二酸化炭素量を考慮し、可能な限り滋賀県内およびその近隣で加工されたものとする。

（注６）「高島市産木材」とは、高島市内の森林等から搬出された原木を原材料として加工された木材という。なお、加工にかかる輸送過程で排出される二酸化炭素量を考慮し、可能な限り高島市内およびその近隣で加工されたものとする。

（注７）「ライフサイクルコスト」とは、製品や建築物などの費用を、導入・使用・廃棄の段階をトータルして考えたもの。

（附則）

この方針は、平成２５年３月８日 から施行する。

（附則）

この方針の題名および内容の改正は、令和８年１０月３０日から施行する。